

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更（案）の概要

- 1 平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、口蹄疫及び鳥インフルエンザの防疫指針について、発生予防、早期通報及び迅速な初動対応を確保する観点から見直しを実施したところ。
- 2 今般、豚コレラの防疫指針についても、上記指針と同様に、発生予防、早期通報及び迅速な初動対応を確保する観点から、
 - ① 患畜・疑似患畜の迅速な判定を可能とするため、遺伝子検査を導入
 - ② ウイルスの感染力を考慮し、移動制限区域の範囲を、半径10kmから3kmに縮小（3～10kmの地域は搬出制限区域とし、区域内での移動を可能とする）等の見直しを検討することとしたい。
- 3 なお、具体的な変更案の概要は、別紙のとおり。

1 基本方針

- 国は、防疫方針の決定・改定に責任を有し、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援
- 都道府県は、防疫方針に即した防疫措置を迅速・的確に実行
- 市町村・関係団体は、都道府県の行う防疫措置に協力

2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 農林水産省の取組
 - ① 海外の発生状況の把握・公表
 - ② 防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県への改善指導を実施 等
- 都道府県の取組
 - ・ 市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備 等

3 清浄性の維持確認のための検査

都道府県は、原則年1回全ての農場への立入検査を実施し、当該立入検査を始めとする各種調査の結果を農林水産省へ報告

4 異常家畜の発見及び検査の実施

異常家畜（豚及びいのしし）についての通報があった場合には、都道府県は、直ちに現地に赴き、家畜の移動制限等必要な措置を実施するとともに、家畜保健衛生所で精密検査を実施

5 病性の判定

遺伝子検査の導入を踏まえ、患畜・疑似患畜の判定基準を明確化

6 病性判定時の措置

- 農林水産省豚コレラ防疫対策本部の設置
- 国は、国と都道府県との連絡調整員、疫学の専門家、緊急支援チーム及び疫学調査チームを直ちに発生都道府県に派遣

7 発生農場における防疫措置

都道府県は、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置（と殺、死体処理等）を実施

8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 原則として発生農場を中心に半径3km以内の移動制限区域及び半径10km以内の搬出制限区域を設定（制限期間は、移動制限区域については防疫措置完了後28日間以上、搬出制限区域については防疫措置完了後17日間以上）

従前は、発生農場を中心に半径10km以内を移動制限区域とし、そのうち半径3km以内を防疫区域、防疫区域に外接する半径10km以内を監視区域として設定

※ 防疫区域と監視区域の違い：制限期間が防疫区域が30日間以上であるのに対し、監視区域が14日間以上

- 搬出制限区域内の家畜について、移動前後及び移動中に運搬車両を消毒すること等により、搬出制限区域内に加え、移動制限区域内又は制限区域外のと畜場へ出荷も可能とする等の措置を追加

移動制限区域内の家畜については、従前より当該区域内のと畜場への出荷のみ可能

9 ウイルスの浸潤状況の確認

- 疫学検査・周辺検査の検査ルールの明確化

① 発生状況確認検査

- ・ 移動制限区域内の農場を対象とした臨床検査を実施
- ・ 臨床検査の際、一定頭数について血液検査、抗原検査及び血清抗体検査を併せて実施

② 清浄性確認検査

- ・ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後17日が経過した後、発生状況確認検査を再度実施

10 ワクチン

- 平常時の予防的なワクチン接種は行わない
- 移動制限等のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、緊急ワクチン接種を実施

11 その他

種豚など個別の特例的な扱いは一切行わない旨を明記